

2017年8月1日

## 二つのEU「周辺国」

公益財団法人 国際通貨研究所  
理事長 渡辺博史

この2週間ほどの間に、オーストリアとラトビアの二国の政府関係者、教授達と会う機会があった。

ドイツ、フランス、イタリア、ベネルックス 3国それにスペインあたりを「中核国 (core)」とすると、それ以外の国は「周辺国」となる。英語では、peripheral あるいは、若干ニュアンスが出るが、fringe の国となる。

後発加盟国であるラトビア (GDP で域内 25 位、300 億ドル弱、2016 年) はともかくとして、オーストリア (GDP で域内 10 位、4,000 億ドル弱) はベネルックスに匹敵する経済実体があるとして、周辺国と呼ばれるのは嫌がるかも知れないが、経済規模で見ても人口で見てもなかなか中核とは言いにくい。

これらの国が、この数年のユーロ通貨の不安定、経済の低迷に対してどのような姿勢をとってきたか、というのが面談の際の関心事項であった。

オーストリアは、1995 年の EU 第四次拡大により加盟した。それまでは、どちらかというと中立を重んじており、90 年代初めまでは、東欧、ソ連圏の情報集積地として特異な立場を維持していた。また、OPEC (石油輸出機構) 本部の所在地でもあり、中東の情報にも接する立場にあった。90 年代には、どちらかというと、東欧諸国への資金提供のハブの一つとして機能したが、その後の (旧) 東欧地域の経済の伸び悩みの中で、これら地域各国への融資が不良債権化したことが大きな負担となった。2005、2006 年の国際金融の「黄金期」にこの不良債権の処理にある程度めどがついたが、その後のリーマン・ショック、ギリシャの「国家粉飾」以降の混迷も重くのしかかった。しかし、その後いくつかの欧州系銀行が貸し込み、焦げ付かせて行った北アフリカ、トルコ向けの融資にはあまり積極的ではなかったため、近時、金融セクターはやや落ち着いている。産業的には、農業、林業、観光業といった分野のウエイトが高いため、ユーロ価値の高低から受ける影響は、製造業のそれほどではなく、ユーロの市場動向にはさほど一喜一憂していない感じがする。

現在のヨーロッパの姿は、近世オーストリアのハプスブルグ帝国における多民族国家を一つの参考に使っているといわれているが、今やホーエンツォルレン家プロシアの末裔である

ドイツの勢力が増高しており、今後のヨーロッパ域内政治の安定的構築は簡単ではない。

ラトビアは、2004年からのEU第五次拡大により、加盟した。旧ソ連を構成した共和国の一国という特異な位置にあるが、現在は旧共産党系の勢力も大分弱まった状況で、民主化の道を歩んでいる。人口約200万人ということで、産業的に自立することはなかなか簡単ではなく、その産業高度化が課題になっている。財政基盤も脆弱なために、高齢化に向かう中で如何に社会保障制度の構築とそれを維持するための財源確保手法を見出すかが、現政権の緊急課題になっている。日本との間の租税協定がこの7月初めに発効したが、実際上の貿易、投資での日本との関係はまだ希薄である(ラトビア側は、日本とラトビアは、間に一国しか挟まない「隣人」であるというが、この一国が巨大かつ難しい国なので、なかなか面倒である)。

しかし、街中には日本人観光客も熟年層を中心に増えているようである。市内には、ドイツ騎士団系の植民、開発により、ドイツ風の街並みが並び、また「近過去」的には、ツッペリン飛行船の格納庫の跡が中央市場となっているなど、見るものもある。

ユーロには最新加盟国の一つでもあり、経済規模からみても全体の動きに影響を与える立場にはなく、ユーロの安定的運用に強い期待を示している。なお、ラトビア所在の銀行がマネーロンダリングに深く関与しているということで是正措置を求め、現在改善を実行中であるが、それなりに進捗しており、国民の金融セクターに対する信頼度は5割を回復している。

ECBのドラギ総裁の微妙な発言により、ヨーロッパでも「出口」が視野に入ったかとも言われる。前(本年6月)に述べたような理由で、ドイツはそろそろ超緩和金融政策から卒業することを強く志向し、ECBに圧力をかけている印象であるが、ECBは現在行っている債券購入によって、周辺国の金利上昇を抑制できているとも考えている。今年ユーロの全加盟国がプラスの成長にはなっているものの、来年以降、米国、中国という域外の二大経済が多少変調の兆しを見せていることもあって、金融政策の方向変換には未だ慎重な姿勢を保っているが、これら二つの位置づけの異なる非「中核国」の声をも汲み上げながら、検討を進めることになるだろう。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2017 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>